

第 4 5 号議案

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

人事院勧告等に準じ、一般職の職員に適用する給料表を国家公務員の行政職俸給表に準じた給料表等に改めるとともに、扶養手当の支給対象となる扶養親族及び支給月額並びに地域手当の支給率等を改める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年芦屋市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給) 第 9 条 職員が規則で定める日前 1 年間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の範囲内において 4 号給（<u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である職員は、1 号給</u>）を標準として上位の号給に昇給させることができる。 <u>2 5 5 歳を超える職員については、前項の規定は適用しない。ただし、昇給が必要であると市長が認める職員には、昇給を行うものとする。</u> <u>3 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前 2 項の</u>	(昇給) 第 9 条 職員が規則で定める日前 1 年間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の範囲内において 4 号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。<u>ただし、第 4 条又は前条の規定により号給が決定された場合において他の職員との均衡上必要と認めるときは、規則で定める基準に従い、必要な調整を行うことができる。</u> <u>2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。</u> <u>3 5 5 歳を超える職員については、第 1 項本文の規定は適用しない。</u>

改正後	改正前
<u>規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。</u> 4 (略) 5 <u>前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (扶養手当) 第12条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。ただし、規則で定める者を除く。 (1) <u>満22歳（学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に在学している場合にあつては、満24歳。以下この項において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。）</u></u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する<u>扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき<u>13,000円</u>とし、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する<u>扶養親族</u>については1人につき<u>6,500円</u>とする。	4 (略) (扶養手当) 第12条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。ただし、規則で定める者を除く。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2) <u>満22歳（学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に在学している場合にあつては、満24歳。以下この項及び第5項において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号<u>及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族</u>については1人につき<u>6,500円</u>とし、<u>同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき<u>10,000円</u>とする。

改正後	改正前
4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000 円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</u> (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）</u> 6 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属す</u>

改正後	改正前
(地域手当) 第13条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当（規則で定める額を除く。）の月額合計額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額を地域手当として支給する。 2 (略) (単身赴任手当) 第13条の5 (略) 2 (略) 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情</u>	<u>る月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> 7 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u> (4) <u>職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子であつた者が特定期間にある子でなくなつた場合</u> (地域手当) 第13条 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当（規則で定める額を除く。）の月額合計額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額を地域手当として支給する。 2 (略) (単身赴任手当) 第13条の5 (略) 2 (略) 3 <u>国家公務員又は他の地方公共団体の公務員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居</u>

改正後	改正前
により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第20条の2 第11条第1項の規定に基づく市長が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第2条第2項及び第4項から第6項までに規定する勤務を要しない日又は勤務条件条例第6条に規定する休日（次項において「勤務を要しない日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第21条 (略) 2 第4条から第9条まで及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（<u>任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。</u>）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) (管理職員特別勤務手当) 第20条の2 第11条第1項の規定に基づく市長が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第2条第2項及び第4項から第6項までに規定する勤務を要しない日又は勤務条件条例第6条に規定する休日（次項において「勤務を要しない日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3・4 (略) (特定の職員についての適用除外) 第21条 (略) 2 第4条から第9条まで、<u>第12条及び第13条の4</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

改正後	改正前
(管理職手当等の支給方法) 第23条 管理職手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。 附 則 (給料月額の特例) 32 第1号から第8号までに掲げる職員（定年前三任用短時間勤務職員を除く。）の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3（イ）までに規定する額（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年芦屋市条例第3号）附則第6項に規定する給料（同条例附則第7項及び第8項において同条例附則第6項に準じて支給される給料を含む。）の支給を受けている場合は、別表第1から別表第3（イ）までに規定する額に当該給料の額を加算した額）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。 (1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が6級であるもの <u>100分の99</u> (2) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が7級であるもの <u>100分の98</u>	(管理職手当等の支給方法) 第23条 管理職手当、<u>扶養手当</u>、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。 附 則 (給料月額の特例) 32 第1号から第8号までに掲げる職員（定年前三任用短時間勤務職員を除く。）の令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間の給料月額は、別表第1から別表第3（イ）までに規定する額（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年芦屋市条例第3号）附則第6項に規定する給料（同条例附則第7項及び第8項において同条例附則第6項に準じて支給される給料を含む。）の支給を受けている場合は、別表第1から別表第3（イ）までに規定する額に当該給料の額を加算した額）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。 (1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が6級であるもの <u>100分の98</u> (2) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が7級であるもの <u>100分の97</u>

改正後										改正前									
(3) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が8級であるもの <u>100分の97</u> (4) 別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員で職務の級が4級であるもののうち、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年芦屋市規則第5号)別表第10に定める教育委員会の事務局第3種(以下「第3種」という。)の管理職手当を受けるもの <u>100分の99</u> (5) 前号に掲げる職員を除き、別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受けるもののうち職務の級が4級であるもの <u>100分の98</u> (6) 別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの <u>100分の97</u> (7) 別表第3(イ)教育職給料表(二)の適用を受ける職員で職務の級が3級であるもののうち、第3種の管理職手当を受けるもの <u>100分の99</u> (8) 前号に掲げる職員を除き、別表第3(イ)教育職給料表(二)の適用を受けるもののうち職務の級が3級であるもの <u>100分の98</u>										(3) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が8級であるもの <u>100分の96</u> (4) 別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員で職務の級が4級であるもののうち、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則(昭和33年芦屋市規則第5号)別表第10に定める教育委員会の事務局第3種(以下「第3種」という。)の管理職手当を受けるもの <u>100分の98</u> (5) 前号に掲げる職員を除き、別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受けるもののうち職務の級が4級であるもの <u>100分の97</u> (6) 別表第3(ア)教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が5級であるもの <u>100分の96</u> (7) 別表第3(イ)教育職給料表(二)の適用を受ける職員で職務の級が3級であるもののうち、第3種の管理職手当を受けるもの <u>100分の98</u> (8) 前号に掲げる職員を除き、別表第3(イ)教育職給料表(二)の適用を受けるもののうち職務の級が3級であるもの <u>100分の97</u>									
別表第1(第3条関係)										別表第1(第3条関係)									
行政職給料表										行政職給料表									
職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300		1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800		2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000

改正後										改正前									
再任用短時間勤務職員以外の職員	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	再任用短時間勤務職員以外の職員	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500		4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500		5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500		9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400

改正後										改正前									
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		

改正後										改正前									
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
86	256,000	297,100	346,000							86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
87	256,300	297,400	346,400							87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
88	256,600	297,700	346,800							88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				
89	256,900	298,000	347,000							89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				

改正後									改正前								
90	257, 200	298, 300	347, 400						90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
91	257, 500	298, 600	347, 800						91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200						92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
93	258, 100	299, 200	348, 400						93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
94		299, 400	348, 800						94		299, 400	347, 400					
95		299, 700	349, 200						95		299, 700	347, 800					
96		300, 100	349, 500						96		300, 100	348, 200					
97		300, 300	349, 800						97		300, 300	348, 400					
98		300, 600	350, 200						98		300, 600	348, 800					
99		301, 000	350, 600						99		301, 000	349, 200					
100		301, 400	351, 000						100		301, 400	349, 500					
101		301, 600	351, 500						101		301, 600	349, 800					
102		301, 900	351, 900						102		301, 900	350, 200					
103		302, 200	352, 300						103		302, 200	350, 600					
104		302, 500	352, 700						104		302, 500	351, 000					
105		302, 700	353, 200						105		302, 700	351, 500					
106		303, 000	353, 600						106		303, 000	351, 900					
107		303, 300	353, 900						107		303, 300	352, 300					
108		303, 600	354, 200						108		303, 600	352, 700					
109		303, 800	354, 700						109		303, 800	353, 200					
110		304, 200							110		304, 200	353, 600					
111		304, 600							111		304, 600	353, 900					
112		304, 900							112		304, 900	354, 200					
113		305, 100							113		305, 100	354, 700					
114		305, 300							114		305, 300						
115		305, 600							115		305, 600						
116		306, 000							116		306, 000						
117		306, 200							117		306, 200						
118		306, 400							118		306, 400						

改正後									改正前								
定年前再任用短時間勤務職員	119		306,700						定年前再任用短時間勤務職員	119		306,700					
	120		307,000							120		307,000					
	121		307,400							121		307,400					
	122		307,600							122		307,600					
	123		307,900							123		307,900					
	124		308,200							124		308,200					
	125		308,500							125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	定年前再任用短時間勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
備考（略）									備考（略）								
別表第3（ア）（第3条関係）									別表第3（ア）（第3条関係）								
教育職給料表（一）									教育職給料表（一）								
職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級			職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円			定年前再任用短時間勤務職		円	円	円	円	円		
	1	199,900	220,700	319,500	348,700	435,700				1	199,900	220,700	306,100	323,900	413,600		
定年前再任用短時間勤務職		202,200	223,100	321,200	350,200	437,000			定年前再任用短時間勤務職		202,200	223,100	307,800	326,000	415,100		
	2	202,200	223,100	321,200	350,200	437,000				2	202,200	223,100	307,800	326,000	415,100		

改正後							改正前						
員以外の 職員	3	204,500	225,500	323,000	351,700	438,200	員以外の 職員	3	204,500	225,500	309,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	324,700	353,200	439,500		4	206,700	227,900	311,100	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	326,300	354,600	440,600		5	208,900	230,300	312,700	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	328,400	356,000	441,700		6	211,200	232,700	314,400	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	330,500	357,400	442,900		7	213,400	235,100	316,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	332,600	358,800	444,100		8	215,600	237,500	317,800	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	334,500	360,200	445,400		9	217,800	239,900	319,500	340,500	424,900
	1 0	220,000	241,500	336,500	361,500	446,600		1 0	220,000	241,500	321,200	342,600	426,300
	1 1	222,200	243,100	338,300	362,800	447,600		1 1	222,200	243,100	323,000	344,700	427,700
	1 2	224,400	244,700	340,100	364,100	448,700		1 2	224,400	244,700	324,700	346,700	429,000
	1 3	226,600	246,300	341,800	365,300	449,900		1 3	226,600	246,300	326,300	348,700	430,300
	1 4	228,700	247,800	343,400	366,600	450,700		1 4	228,700	247,800	328,400	350,200	431,700
	1 5	230,800	249,200	344,900	367,800	451,500		1 5	230,800	249,200	330,500	351,700	433,100
	1 6	232,900	250,600	346,400	369,000	452,400		1 6	232,900	250,600	332,600	353,200	434,500
	1 7	235,000	252,000	347,700	370,200	453,300		1 7	235,000	252,000	334,500	354,600	435,700
	1 8	236,800	253,200	349,100	371,400	453,800		1 8	236,800	253,200	336,500	356,000	437,000
	1 9	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300		1 9	238,500	254,400	338,300	357,400	438,200
	2 0	240,200	255,600	351,700	373,700	454,800		2 0	240,200	255,600	340,100	358,800	439,500
	2 1	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300		2 1	241,900	257,000	341,800	360,200	440,600
	2 2	243,200	258,200	354,400	376,000	455,800		2 2	243,200	258,200	343,400	361,500	441,700
	2 3	244,500	259,500	355,900	377,200	456,300		2 3	244,500	259,500	344,900	362,800	442,900
	2 4	245,800	260,800	357,300	378,300	456,800		2 4	245,800	260,800	346,400	364,100	444,100
	2 5	247,000	262,100	358,700	379,400	457,300		2 5	247,000	262,100	347,700	365,300	445,400
	2 6	248,100	264,000	360,000	380,600	457,800		2 6	248,100	264,000	349,100	366,600	446,600
	2 7	249,200	265,800	361,300	381,800	458,300		2 7	249,200	265,800	350,400	367,800	447,600
	2 8	250,300	267,600	362,500	382,900	458,800		2 8	250,300	267,600	351,700	369,000	448,700
	2 9	251,500	269,300	363,600	384,000	459,300		2 9	251,500	269,300	352,900	370,200	449,900
	3 0	252,800	271,500	365,000	385,200	459,800		3 0	252,800	271,500	354,400	371,400	450,700

改正後							改正前						
	3 1	254, 000	273, 700	366, 300	386, 400	460, 300		3 1	254, 000	273, 700	355, 900	372, 600	451, 500
	3 2	255, 200	275, 900	367, 600	387, 500	460, 800		3 2	255, 200	275, 900	357, 300	373, 700	452, 400
	3 3	256, 300	278, 100	369, 000	388, 600	461, 300		3 3	256, 300	278, 100	358, 700	374, 800	453, 300
	3 4	257, 500	280, 300	370, 300	389, 800	461, 800		3 4	257, 500	280, 300	360, 000	376, 000	453, 800
	3 5	258, 700	282, 500	371, 600	391, 000	462, 300		3 5	258, 700	282, 500	361, 300	377, 200	454, 300
	3 6	259, 900	284, 600	372, 900	392, 200	462, 800		3 6	259, 900	284, 600	362, 500	378, 300	454, 800
	3 7	261, 100	286, 600	374, 000	393, 400	463, 300		3 7	261, 100	286, 600	363, 600	379, 400	455, 300
	3 8	262, 300	288, 500	375, 000	394, 700	463, 800		3 8	262, 300	288, 500	365, 000	380, 600	455, 800
	3 9	263, 500	290, 400	376, 000	395, 900	464, 300		3 9	263, 500	290, 400	366, 300	381, 800	456, 300
	4 0	264, 700	292, 200	377, 000	397, 100	464, 800		4 0	264, 700	292, 200	367, 600	382, 900	456, 800
	4 1	265, 900	294, 000	378, 000	398, 300	465, 300		4 1	265, 900	294, 000	369, 000	384, 000	457, 300
	4 2	267, 000	295, 900	379, 200	399, 600			4 2	267, 000	295, 900	370, 300	385, 200	457, 800
	4 3	268, 100	297, 700	380, 400	400, 600			4 3	268, 100	297, 700	371, 600	386, 400	458, 300
	4 4	269, 200	299, 400	381, 600	401, 700			4 4	269, 200	299, 400	372, 900	387, 500	458, 800
	4 5	270, 200	301, 100	382, 500	402, 900			4 5	270, 200	301, 100	374, 000	388, 600	459, 300
	4 6	271, 000	302, 900	383, 800	404, 100			4 6	271, 000	302, 900	375, 000	389, 800	459, 800
	4 7	271, 800	304, 600	385, 100	405, 300			4 7	271, 800	304, 600	376, 000	391, 000	460, 300
	4 8	272, 600	306, 200	386, 300	406, 500			4 8	272, 600	306, 200	377, 000	392, 200	460, 800
	4 9	273, 300	307, 800	387, 000	407, 600			4 9	273, 300	307, 800	378, 000	393, 400	461, 300
	5 0	274, 100	309, 500	388, 200	408, 600			5 0	274, 100	309, 500	379, 200	394, 700	461, 800
	5 1	274, 800	311, 300	389, 200	409, 900			5 1	274, 800	311, 300	380, 400	395, 900	462, 300
	5 2	275, 500	313, 000	390, 300	411, 100			5 2	275, 500	313, 000	381, 600	397, 100	462, 800
	5 3	276, 300	314, 300	391, 000	412, 300			5 3	276, 300	314, 300	382, 500	398, 300	463, 300
	5 4	277, 100	316, 200	392, 100	413, 400			5 4	277, 100	316, 200	383, 800	399, 600	463, 800
	5 5	277, 900	318, 000	393, 100	414, 500			5 5	277, 900	318, 000	385, 100	400, 600	464, 300
	5 6	278, 600	319, 700	394, 100	415, 600			5 6	278, 600	319, 700	386, 300	401, 700	464, 800
	5 7	279, 300	321, 400	395, 200	416, 600			5 7	279, 300	321, 400	387, 000	402, 900	465, 300
	5 8	280, 100	323, 300	396, 200	417, 800			5 8	280, 100	323, 300	388, 200	404, 100	

改正後							改正前						
	5 9	280, 900	325, 000	397, 300	419, 000			5 9	280, 900	325, 000	389, 200	405, 300	
	6 0	281, 600	326, 700	398, 400	420, 200			6 0	281, 600	326, 700	390, 300	406, 500	
	6 1	282, 200	328, 400	399, 200	420, 800			6 1	282, 200	328, 400	391, 000	407, 600	
	6 2	282, 900	330, 200	400, 300	421, 600			6 2	282, 900	330, 200	392, 100	408, 600	
	6 3	283, 600	332, 000	401, 400	422, 300			6 3	283, 600	332, 000	393, 100	409, 900	
	6 4	284, 200	333, 700	402, 400	422, 800			6 4	284, 200	333, 700	394, 100	411, 100	
	6 5	284, 900	335, 400	403, 400	423, 100			6 5	284, 900	335, 400	395, 200	412, 300	
	6 6	285, 600	336, 700	404, 300	423, 400			6 6	285, 600	336, 700	396, 200	413, 400	
	6 7	286, 300	338, 000	405, 300	423, 800			6 7	286, 300	338, 000	397, 300	414, 500	
	6 8	287, 000	339, 300	406, 300	424, 200			6 8	287, 000	339, 300	398, 400	415, 600	
	6 9	287, 700	340, 800	407, 100	424, 500			6 9	287, 700	340, 800	399, 200	416, 600	
	7 0	288, 500	342, 300	408, 100	424, 900			7 0	288, 500	342, 300	400, 300	417, 800	
	7 1	289, 200	343, 800	409, 000	425, 200			7 1	289, 200	343, 800	401, 400	419, 000	
	7 2	289, 900	345, 300	410, 000	425, 500			7 2	289, 900	345, 300	402, 400	420, 200	
	7 3	290, 400	346, 700	410, 700	425, 800			7 3	290, 400	346, 700	403, 400	420, 800	
	7 4	291, 100	348, 200	411, 300	426, 200			7 4	291, 100	348, 200	404, 300	421, 600	
	7 5	291, 800	349, 700	412, 000	426, 500			7 5	291, 800	349, 700	405, 300	422, 300	
	7 6	292, 400	351, 200	412, 700	426, 800			7 6	292, 400	351, 200	406, 300	422, 800	
	7 7	293, 000	352, 600	413, 200	427, 100			7 7	293, 000	352, 600	407, 100	423, 100	
	7 8	293, 700	354, 100	413, 900	427, 400			7 8	293, 700	354, 100	408, 100	423, 400	
	7 9	294, 300	355, 600	414, 400	427, 700			7 9	294, 300	355, 600	409, 000	423, 800	
	8 0	294, 900	357, 100	415, 000	427, 900			8 0	294, 900	357, 100	410, 000	424, 200	
	8 1	295, 500	358, 500	415, 500	428, 100			8 1	295, 500	358, 500	410, 700	424, 500	
	8 2	296, 100	359, 800	415, 800	428, 400			8 2	296, 100	359, 800	411, 300	424, 900	
	8 3	296, 700	361, 100	416, 000	428, 700			8 3	296, 700	361, 100	412, 000	425, 200	
	8 4	297, 300	362, 300	416, 200	428, 900			8 4	297, 300	362, 300	412, 700	425, 500	
	8 5	297, 800	363, 500	416, 400	429, 100			8 5	297, 800	363, 500	413, 200	425, 800	
	8 6	298, 300	364, 700	416, 700	429, 400			8 6	298, 300	364, 700	413, 900	426, 200	

改正後							改正前						
	8 7	298,800	365,900	417,000	429,700			8 7	298,800	365,900	414,400	426,500	
	8 8	299,300	367,000	417,300	429,900			8 8	299,300	367,000	415,000	426,800	
	8 9	299,700	368,100	417,700	430,100			8 9	299,700	368,100	415,500	427,100	
	9 0	300,300	369,200	418,000	430,400			9 0	300,300	369,200	415,800	427,400	
	9 1	300,800	370,300	418,300	430,700			9 1	300,800	370,300	416,000	427,700	
	9 2	301,300	371,400	418,600	430,900			9 2	301,300	371,400	416,200	427,900	
	9 3	301,600	372,500	418,900	431,100			9 3	301,600	372,500	416,400	428,100	
	9 4	302,100	373,700	419,200	431,400			9 4	302,100	373,700	416,700	428,400	
	9 5	302,600	374,800	419,500	431,700			9 5	302,600	374,800	417,000	428,700	
	9 6	303,000	375,900	419,800	431,900			9 6	303,000	375,900	417,300	428,900	
	9 7	303,400	376,900	420,100	432,100			9 7	303,400	376,900	417,700	429,100	
	9 8	303,900	377,900	420,400	432,400			9 8	303,900	377,900	418,000	429,400	
	9 9	304,400	378,800	420,700	432,700			9 9	304,400	378,800	418,300	429,700	
	1 0 0	304,800	379,700	421,000	432,900			1 0 0	304,800	379,700	418,600	429,900	
	1 0 1	305,200	380,500	421,300	433,100			1 0 1	305,200	380,500	418,900	430,100	
	1 0 2	305,600	381,500	421,600				1 0 2	305,600	381,500	419,200	430,400	
	1 0 3	306,000	382,400	421,900				1 0 3	306,000	382,400	419,500	430,700	
	1 0 4	306,300	383,300	422,200				1 0 4	306,300	383,300	419,800	430,900	
	1 0 5	306,500	384,100	422,500				1 0 5	306,500	384,100	420,100	431,100	
	1 0 6	306,800	385,000	422,800				1 0 6	306,800	385,000	420,400	431,400	
	1 0 7	307,100	385,900	423,100				1 0 7	307,100	385,900	420,700	431,700	
	1 0 8	307,300	386,800	423,400				1 0 8	307,300	386,800	421,000	431,900	
	1 0 9	307,500	387,600	423,700				1 0 9	307,500	387,600	421,300	432,100	
	1 1 0	307,700	388,600	424,000				1 1 0	307,700	388,600	421,600	432,400	
	1 1 1	308,000	389,500	424,300				1 1 1	308,000	389,500	421,900	432,700	
	1 1 2	308,300	390,400	424,600				1 1 2	308,300	390,400	422,200	432,900	
	1 1 3	308,500	391,000	424,900				1 1 3	308,500	391,000	422,500	433,100	
	1 1 4		391,900	425,200				1 1 4		391,900	422,800		

改正後							改正前						
	1 1 5		392, 800	425, 500				1 1 5		392, 800	423, 100		
	1 1 6		393, 700	425, 800				1 1 6		393, 700	423, 400		
	1 1 7		394, 500	426, 100				1 1 7		394, 500	423, 700		
	1 1 8		395, 200					1 1 8		395, 200	424, 000		
	1 1 9		396, 000					1 1 9		396, 000	424, 300		
	1 2 0		396, 800					1 2 0		396, 800	424, 600		
	1 2 1		397, 400					1 2 1		397, 400	424, 900		
	1 2 2		398, 100					1 2 2		398, 100	425, 200		
	1 2 3		398, 800					1 2 3		398, 800	425, 500		
	1 2 4		399, 400					1 2 4		399, 400	425, 800		
	1 2 5		400, 000					1 2 5		400, 000	426, 100		
	1 2 6		400, 700					1 2 6		400, 700			
	1 2 7		401, 200					1 2 7		401, 200			
	1 2 8		401, 800					1 2 8		401, 800			
	1 2 9		402, 400					1 2 9		402, 400			
	1 3 0		403, 000					1 3 0		403, 000			
	1 3 1		403, 500					1 3 1		403, 500			
	1 3 2		404, 000					1 3 2		404, 000			
	1 3 3		404, 300					1 3 3		404, 300			
	1 3 4		404, 600					1 3 4		404, 600			
	1 3 5		404, 900					1 3 5		404, 900			
	1 3 6		405, 200					1 3 6		405, 200			
	1 3 7		405, 500					1 3 7		405, 500			
	1 3 8		405, 800					1 3 8		405, 800			
	1 3 9		406, 100					1 3 9		406, 100			
	1 4 0		406, 400					1 4 0		406, 400			
	1 4 1		406, 700					1 4 1		406, 700			
	1 4 2		407, 000					1 4 2		407, 000			

改正後							改正前						
	1 4 3		407, 300					1 4 3		407, 300			
	1 4 4		407, 600					1 4 4		407, 600			
	1 4 5		407, 800					1 4 5		407, 800			
	1 4 6		408, 100					1 4 6		408, 100			
	1 4 7		408, 400					1 4 7		408, 400			
	1 4 8		408, 600					1 4 8		408, 600			
	1 4 9		408, 800					1 4 9		408, 800			
	1 5 0		409, 100					1 5 0		409, 100			
	1 5 1		409, 400					1 5 1		409, 400			
	1 5 2		409, 600					1 5 2		409, 600			
	1 5 3		409, 800					1 5 3		409, 800			
	1 5 4		410, 100					1 5 4		410, 100			
	1 5 5		410, 400					1 5 5		410, 400			
	1 5 6		410, 600					1 5 6		410, 600			
	1 5 7		410, 800					1 5 7		410, 800			
	1 5 8		411, 100					1 5 8		411, 100			
	1 5 9		411, 400					1 5 9		411, 400			
	1 6 0		411, 600					1 6 0		411, 600			
	1 6 1		411, 800					1 6 1		411, 800			
	1 6 2		412, 100					1 6 2		412, 100			
	1 6 3		412, 400					1 6 3		412, 400			
	1 6 4		412, 600					1 6 4		412, 600			
	1 6 5		412, 800					1 6 5		412, 800			
	1 6 6		413, 100					1 6 6		413, 100			
	1 6 7		413, 400					1 6 7		413, 400			
	1 6 8		413, 600					1 6 8		413, 600			
	1 6 9		413, 800					1 6 9		413, 800			
	1 7 0		414, 100					1 7 0		414, 100			

改正後							改正前						
	1 7 1		414, 400					1 7 1		414, 400			
	1 7 2		414, 600					1 7 2		414, 600			
	1 7 3		414, 800					1 7 3		414, 800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	
		229, 700	276, 000	303, 400	330, 000	411, 900			229, 700	276, 000	303, 400	330, 000	411, 900
備考（略）							備考（略）						
別表第 3（イ）（第 3 条関係）							別表第 3（イ）（第 3 条関係）						
教育職給料表（二）							教育職給料表（二）						
職員の区分	級 号給	1 級	2 級	3 級		職員の区分	級 号給	1 級	2 級	3 級			
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額			
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円		定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円			
	1	199, 900	220, 700	348, 700			1	199, 900	220, 700	323, 900			
	2	202, 200	223, 100	350, 200			2	202, 200	223, 100	326, 000			
	3	204, 500	225, 500	351, 700			3	204, 500	225, 500	328, 100			
	4	206, 700	227, 900	353, 200			4	206, 700	227, 900	330, 200			
	5	208, 900	230, 300	354, 600			5	208, 900	230, 300	332, 200			
	6	211, 200	232, 700	356, 000			6	211, 200	232, 700	334, 300			
	7	213, 400	235, 100	357, 400			7	213, 400	235, 100	336, 400			
	8	215, 600	237, 500	358, 800			8	215, 600	237, 500	338, 500			
	9	217, 800	239, 900	360, 200			9	217, 800	239, 900	340, 500			
	1 0	220, 000	241, 500	361, 500			1 0	220, 000	241, 500	342, 600			
	1 1	222, 200	243, 100	362, 800			1 1	222, 200	243, 100	344, 700			
	1 2	224, 400	244, 700	364, 100			1 2	224, 400	244, 700	346, 700			
	1 3	226, 600	246, 300	365, 300			1 3	226, 600	246, 300	348, 700			
	1 4	228, 700	247, 800	366, 600			1 4	228, 700	247, 800	350, 200			
1 5	230, 800	249, 200	367, 800		1 5	230, 800	249, 200	351, 700					

改正後					改正前				
	1 6	232, 900	250, 600	369, 000		1 6	232, 900	250, 600	353, 200
	1 7	235, 000	252, 000	370, 200		1 7	235, 000	252, 000	354, 600
	1 8	236, 800	253, 200	371, 400		1 8	236, 800	253, 200	356, 000
	1 9	238, 500	254, 400	372, 600		1 9	238, 500	254, 400	357, 400
	2 0	240, 200	255, 600	373, 700		2 0	240, 200	255, 600	358, 800
	2 1	241, 900	257, 000	374, 800		2 1	241, 900	257, 000	360, 200
	2 2	243, 200	258, 200	376, 000		2 2	243, 200	258, 200	361, 500
	2 3	244, 500	259, 500	377, 200		2 3	244, 500	259, 500	362, 800
	2 4	245, 800	260, 800	378, 300		2 4	245, 800	260, 800	364, 100
	2 5	247, 000	262, 100	379, 400		2 5	247, 000	262, 100	365, 300
	2 6	248, 100	264, 000	380, 600		2 6	248, 100	264, 000	366, 600
	2 7	249, 200	265, 800	381, 800		2 7	249, 200	265, 800	367, 800
	2 8	250, 300	267, 600	382, 900		2 8	250, 300	267, 600	369, 000
	2 9	251, 500	269, 300	384, 000		2 9	251, 500	269, 300	370, 200
	3 0	252, 800	271, 500	385, 200		3 0	252, 800	271, 500	371, 400
	3 1	254, 000	273, 700	386, 400		3 1	254, 000	273, 700	372, 600
	3 2	255, 200	275, 900	387, 500		3 2	255, 200	275, 900	373, 700
	3 3	256, 300	278, 100	388, 600		3 3	256, 300	278, 100	374, 800
	3 4	257, 500	280, 300	389, 800		3 4	257, 500	280, 300	376, 000
	3 5	258, 700	282, 500	391, 000		3 5	258, 700	282, 500	377, 200
	3 6	259, 900	284, 600	392, 200		3 6	259, 900	284, 600	378, 300
	3 7	261, 100	286, 600	393, 400		3 7	261, 100	286, 600	379, 400
	3 8	262, 300	288, 500	394, 700		3 8	262, 300	288, 500	380, 600
	3 9	263, 500	290, 400	395, 900		3 9	263, 500	290, 400	381, 800
	4 0	264, 700	292, 200	397, 100		4 0	264, 700	292, 200	382, 900
	4 1	265, 900	294, 000	398, 300		4 1	265, 900	294, 000	384, 000
	4 2	267, 000	295, 900	399, 600		4 2	267, 000	295, 900	385, 200
	4 3	268, 100	297, 700	400, 600		4 3	268, 100	297, 700	386, 400

改正後					改正前				
	4 4	269, 200	299, 400	401, 700		4 4	269, 200	299, 400	387, 500
	4 5	270, 200	301, 100	402, 900		4 5	270, 200	301, 100	388, 600
	4 6	271, 000	302, 900	404, 100		4 6	271, 000	302, 900	389, 800
	4 7	271, 800	304, 600	405, 300		4 7	271, 800	304, 600	391, 000
	4 8	272, 600	306, 200	406, 500		4 8	272, 600	306, 200	392, 200
	4 9	273, 300	307, 800	407, 600		4 9	273, 300	307, 800	393, 400
	5 0	274, 100	309, 500	408, 600		5 0	274, 100	309, 500	394, 700
	5 1	274, 800	311, 300	409, 900		5 1	274, 800	311, 300	395, 900
	5 2	275, 500	313, 000	411, 100		5 2	275, 500	313, 000	397, 100
	5 3	276, 300	314, 300	412, 300		5 3	276, 300	314, 300	398, 300
	5 4	277, 100	316, 200	413, 400		5 4	277, 100	316, 200	399, 600
	5 5	277, 900	318, 000	414, 500		5 5	277, 900	318, 000	400, 600
	5 6	278, 600	319, 700	415, 600		5 6	278, 600	319, 700	401, 700
	5 7	279, 300	321, 400	416, 600		5 7	279, 300	321, 400	402, 900
	5 8	280, 100	323, 300	417, 800		5 8	280, 100	323, 300	404, 100
	5 9	280, 900	325, 000	419, 000		5 9	280, 900	325, 000	405, 300
	6 0	281, 600	326, 700	420, 200		6 0	281, 600	326, 700	406, 500
	6 1	282, 200	328, 400	420, 800		6 1	282, 200	328, 400	407, 600
	6 2	282, 900	330, 200	421, 600		6 2	282, 900	330, 200	408, 600
	6 3	283, 600	332, 000	422, 300		6 3	283, 600	332, 000	409, 900
	6 4	284, 200	333, 700	422, 800		6 4	284, 200	333, 700	411, 100
	6 5	284, 900	335, 400	423, 100		6 5	284, 900	335, 400	412, 300
	6 6	285, 600	336, 700	423, 400		6 6	285, 600	336, 700	413, 400
	6 7	286, 300	338, 000	423, 800		6 7	286, 300	338, 000	414, 500
	6 8	287, 000	339, 300	424, 200		6 8	287, 000	339, 300	415, 600
	6 9	287, 700	340, 800	424, 500		6 9	287, 700	340, 800	416, 600
	7 0	288, 500	342, 300	424, 900		7 0	288, 500	342, 300	417, 800
	7 1	289, 200	343, 800	425, 200		7 1	289, 200	343, 800	419, 000

改正後					改正前				
	7 2	289, 900	345, 300	425, 500		7 2	289, 900	345, 300	420, 200
	7 3	290, 400	346, 700	425, 800		7 3	290, 400	346, 700	420, 800
	7 4	291, 100	348, 200	426, 200		7 4	291, 100	348, 200	421, 600
	7 5	291, 800	349, 700	426, 500		7 5	291, 800	349, 700	422, 300
	7 6	292, 400	351, 200	426, 800		7 6	292, 400	351, 200	422, 800
	7 7	293, 000	352, 600	427, 100		7 7	293, 000	352, 600	423, 100
	7 8	293, 700	354, 100	427, 400		7 8	293, 700	354, 100	423, 400
	7 9	294, 300	355, 600	427, 700		7 9	294, 300	355, 600	423, 800
	8 0	294, 900	357, 100	427, 900		8 0	294, 900	357, 100	424, 200
	8 1	295, 500	358, 500	428, 100		8 1	295, 500	358, 500	424, 500
	8 2	296, 100	359, 800	428, 400		8 2	296, 100	359, 800	424, 900
	8 3	296, 700	361, 100	428, 700		8 3	296, 700	361, 100	425, 200
	8 4	297, 300	362, 300	428, 900		8 4	297, 300	362, 300	425, 500
	8 5	297, 800	363, 500	429, 100		8 5	297, 800	363, 500	425, 800
	8 6	298, 300	364, 700	429, 400		8 6	298, 300	364, 700	426, 200
	8 7	298, 800	365, 900	429, 700		8 7	298, 800	365, 900	426, 500
	8 8	299, 300	367, 000	429, 900		8 8	299, 300	367, 000	426, 800
	8 9	299, 700	368, 100	430, 100		8 9	299, 700	368, 100	427, 100
	9 0	300, 300	369, 200	430, 400		9 0	300, 300	369, 200	427, 400
	9 1	300, 800	370, 300	430, 700		9 1	300, 800	370, 300	427, 700
	9 2	301, 300	371, 400	430, 900		9 2	301, 300	371, 400	427, 900
	9 3	301, 600	372, 500	431, 100		9 3	301, 600	372, 500	428, 100
	9 4	302, 100	373, 700	431, 400		9 4	302, 100	373, 700	428, 400
	9 5	302, 600	374, 800	431, 700		9 5	302, 600	374, 800	428, 700
	9 6	303, 000	375, 900	431, 900		9 6	303, 000	375, 900	428, 900
	9 7	303, 400	376, 900	432, 100		9 7	303, 400	376, 900	429, 100
	9 8	303, 900	377, 900	432, 400		9 8	303, 900	377, 900	429, 400
	9 9	304, 400	378, 800	432, 700		9 9	304, 400	378, 800	429, 700

改正後					改正前				
	1 0 0	304, 800	379, 700	432, 900		1 0 0	304, 800	379, 700	429, 900
	1 0 1	305, 200	380, 500	433, 100		1 0 1	305, 200	380, 500	430, 100
	1 0 2	305, 600	381, 500			1 0 2	305, 600	381, 500	430, 400
	1 0 3	306, 000	382, 400			1 0 3	306, 000	382, 400	430, 700
	1 0 4	306, 300	383, 300			1 0 4	306, 300	383, 300	430, 900
	1 0 5	306, 500	384, 100			1 0 5	306, 500	384, 100	431, 100
	1 0 6	306, 800	385, 000			1 0 6	306, 800	385, 000	431, 400
	1 0 7	307, 100	385, 900			1 0 7	307, 100	385, 900	431, 700
	1 0 8	307, 300	386, 800			1 0 8	307, 300	386, 800	431, 900
	1 0 9	307, 500	387, 600			1 0 9	307, 500	387, 600	432, 100
	1 1 0	307, 700	388, 600			1 1 0	307, 700	388, 600	432, 400
	1 1 1	308, 000	389, 500			1 1 1	308, 000	389, 500	432, 700
	1 1 2	308, 300	390, 400			1 1 2	308, 300	390, 400	432, 900
	1 1 3	308, 500	391, 000			1 1 3	308, 500	391, 000	433, 100
	1 1 4		391, 900			1 1 4		391, 900	
	1 1 5		392, 800			1 1 5		392, 800	
	1 1 6		393, 700			1 1 6		393, 700	
	1 1 7		394, 500			1 1 7		394, 500	
	1 1 8		395, 200			1 1 8		395, 200	
	1 1 9		396, 000			1 1 9		396, 000	
	1 2 0		396, 800			1 2 0		396, 800	
	1 2 1		397, 400			1 2 1		397, 400	
	1 2 2		398, 100			1 2 2		398, 100	
	1 2 3		398, 800			1 2 3		398, 800	
	1 2 4		399, 400			1 2 4		399, 400	
	1 2 5		400, 000			1 2 5		400, 000	
	1 2 6		400, 700			1 2 6		400, 700	
	1 2 7		401, 200			1 2 7		401, 200	

改正後					改正前				
	1 2 8		401, 800			1 2 8		401, 800	
	1 2 9		402, 400			1 2 9		402, 400	
	1 3 0		403, 000			1 3 0		403, 000	
	1 3 1		403, 500			1 3 1		403, 500	
	1 3 2		404, 000			1 3 2		404, 000	
	1 3 3		404, 300			1 3 3		404, 300	
	1 3 4		404, 600			1 3 4		404, 600	
	1 3 5		404, 900			1 3 5		404, 900	
	1 3 6		405, 200			1 3 6		405, 200	
	1 3 7		405, 500			1 3 7		405, 500	
	1 3 8		405, 800			1 3 8		405, 800	
	1 3 9		406, 100			1 3 9		406, 100	
	1 4 0		406, 400			1 4 0		406, 400	
	1 4 1		406, 700			1 4 1		406, 700	
	1 4 2		407, 000			1 4 2		407, 000	
	1 4 3		407, 300			1 4 3		407, 300	
	1 4 4		407, 600			1 4 4		407, 600	
	1 4 5		407, 800			1 4 5		407, 800	
	1 4 6		408, 100			1 4 6		408, 100	
	1 4 7		408, 400			1 4 7		408, 400	
	1 4 8		408, 600			1 4 8		408, 600	
	1 4 9		408, 800			1 4 9		408, 800	
	1 5 0		409, 100			1 5 0		409, 100	
	1 5 1		409, 400			1 5 1		409, 400	
	1 5 2		409, 600			1 5 2		409, 600	
	1 5 3		409, 800			1 5 3		409, 800	
	1 5 4		410, 100			1 5 4		410, 100	
	1 5 5		410, 400			1 5 5		410, 400	

改正後					改正前				
	1 5 6		410, 600			1 5 6		410, 600	
	1 5 7		410, 800			1 5 7		410, 800	
	1 5 8		411, 100			1 5 8		411, 100	
	1 5 9		411, 400			1 5 9		411, 400	
	1 6 0		411, 600			1 6 0		411, 600	
	1 6 1		411, 800			1 6 1		411, 800	
	1 6 2		412, 100			1 6 2		412, 100	
	1 6 3		412, 400			1 6 3		412, 400	
	1 6 4		412, 600			1 6 4		412, 600	
	1 6 5		412, 800			1 6 5		412, 800	
	1 6 6		413, 100			1 6 6		413, 100	
	1 6 7		413, 400			1 6 7		413, 400	
	1 6 8		413, 600			1 6 8		413, 600	
	1 6 9		413, 800			1 6 9		413, 800	
	1 7 0		414, 100			1 7 0		414, 100	
	1 7 1		414, 400			1 7 1		414, 400	
	1 7 2		414, 600			1 7 2		414, 600	
	1 7 3		414, 800			1 7 3		414, 800	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円			円	円	円
		229, 700	276, 000	330, 000			229, 700	276, 000	330, 000
備考 (略)					備考 (略)				

(芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年芦屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」と

いう。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与の特例) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第5条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条から第9条まで、第11条、第12条、第13条の4、第16条、第17条第2項、第18条、第19条の2<u>及び第19条の3</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 給与条例第20条の2第1項及び第2項、<u>第22条第2項及び第5項並びに第22条の4第2項</u>の規定の適用については、<u>同条例第20条の2第1項中「職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「職員（以下「管理職員」という。）又は芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の特定任期付職員」と、給与条例第20条の2第2項中「管理職員」とあるのは「管理</u>	(特定任期付職員の給与の特例) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> <u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例の適用除外等) 第5条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条から第9条まで、第11条、第12条、第13条の4、第16条、第17条第2項、第18条、第19条の2、<u>第19条の3及び第22条の4</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 <u>給与条例第2条第1項、第20条の2第1項及び第2項並びに第22条第2項及び第5項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第4条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第20条の2第1項中「職員（以下「管理職員」という。）」とあるのは「職員（以下「管理職員」という。）又は任</u>

改正後	改正前
職員又は任期付職員条例第4条第1項の特定任期付職員」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の125（特定任期付職員にあっては、100分の95）</u>」と、同条第5項中「各給料表の」とあるのは「各給料表（任期付職員条例第4条第1項の給料表を含む。以下この項において同じ。）の」と、給与条例第22条の4第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の105（特定任期付職員にあっては、100分の87.5）</u>」とする。 第6条 削除 （水道企業職員給与条例の適用除外等） 第7条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号。以下「水道企業職員給与条例」という。）第3条の2、第4条、第5条の2、第7条及び第8条第2項の規定は、<u>第2条第1項の規定により任期を定めて採用された水道企業職員（以下「特定任期付水道企業職員」という。）</u>には適用しない。 2 水道企業職員給与条例第9条の2の規定の適用については、<u>同条中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは、「管理者が指定する職を占める職員（管理又は監督の地位にある職員以外の特定任期付水道企業職員（任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付水道企業職員をいう。）を含む。）</u>とする。	<u>期付職員条例第4条第1項の特定任期付職員」と、給与条例第20条の2第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員又は任期付職員条例第4条第1項の特定任期付職員」と、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の122.5（特定任期付職員にあっては、100分の170）」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5（特定任期付職員にあっては、100分の175）」と、同条第5項中「各給料表の」とあるのは「各給料表（任期付職員条例第4条第1項の給料表を含む。以下この項において同じ。）の」とする。</u> <u>（特定任期付水道企業職員の給与の種類及び基準の特例）</u> 第6条 <u>管理者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された水道企業職員（以下「特定任期付水道企業職員」という。）のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、特定任期付水道企業職員業績手当を支給することができる。</u> （水道企業職員給与条例の適用除外等） 第7条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号。以下「水道企業職員給与条例」という。）第3条の2、第4条、第5条の2、第7条、<u>第8条第2項及び第10条の2</u>の規定は、<u>特定任期付水道企業職員</u>には適用しない。 2 水道企業職員給与条例第2条第3項及び第9条の2の規定の適用については、<u>同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、退職手当及び芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第6条に規定する特定任期付水道企業職員業績手当」と、水道企業職員給与条例第9条の2中「管理者が指定する職を占める職員」とあるのは、「管理者が指定する職を占める職員（管理又は監督の地位にある職員以</u>

改正後	改正前
	外の特定期付水道企業職員（任付職員条例第6条に規定する特定期付水道企業職員をいう。）を含む。）とする。

（芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（扶養手当） 第4条 （略） 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、 主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満22歳（学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第2項に規定する大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に在学している場合にあつては、満24歳。以下この項において同じ。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の子を含む。） (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	（扶養手当） 第4条 （略）

改正後	改正前
(3) 満 6 0 歳以上の父母（配偶者の父母を含む。）及び祖父母 (4) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある兄弟姉妹 (5) 重度心身障害者 （管理職員特別勤務手当） 第 9 条の 2 第 3 条の 2 の規定に基づく管理者が指定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 2 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する勤務を要しない日又は休日（次項において「勤務を要しない日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 1 5 条 第 4 条及び第 1 1 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	（管理職員特別勤務手当） 第 9 条の 2 第 3 条の 2 の規定に基づく管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 2 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する勤務を要しない日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第 1 5 条 第 4 条、第 5 条の 2 及び第 1 1 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第 4 条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 2 1 年芦屋市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(扶養手当) 第 5 条 (略) 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 満 22 歳 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 87 条第 2 項に規定する大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に在学している場合にあつては、満 24 歳。以下この項において同じ。) に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 (配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) の子を含む。) (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫 (3) 満 60 歳以上の父母 (配偶者の父母を含む。) 及び祖父母 (4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある兄弟姉妹 (5) 重度心身障害者 (管理職員特別勤務手当) 第 15 条 第 4 条の規定に基づく管理者が指定する職を占める職員 (以下「管理職員」という。) が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 2 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する勤務を要しない日又は休日 (次項において「勤務を要しない日等」という。) に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の	(扶養手当) 第 5 条 (略) (管理職員特別勤務手当) 第 15 条 第 4 条の規定に基づく管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第 2 条第 2 項及び第 4 項から第 6 項までに規定する勤務を要しない日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

<u>臨時又は緊急の必要により午後１０時から翌日の午前５時までの間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第２４条 第５条、第７条及び第１８条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項の規定により採用された職員には適用しない。	（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第２４条 第５条、第７条、<u>第９条</u>及び第１８条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項又は<u>芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成２６年芦屋市条例第１０号）第２条から第４条までの規定</u>により採用された職員には適用しない。
<u>２ 第５条、第７条、第９条及び第１８条の規定は、芦屋市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成２６年芦屋市条例第１０号）第２条から第４条までの規定により採用された職員には適用しない。</u>	

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）
第５条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年芦屋市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）	附 則 （芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

改正後	改正前
第 1 7 条 (略) 2 ～ 6 (略) 7 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第 4 条から第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条並びに新給与条例第 7 条及び第 7 条の 2 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略) (芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第 2 2 条 (略) 2 (略) 3 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条及び第 1 1 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第 2 4 条 (略) 2 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 5 条、第 7 条及び第 1 8 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	第 1 7 条 (略) 2 ～ 6 (略) 7 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第 4 条から第 6 条、第 8 条、第 9 条、<u>第 1 2 条及び第 1 3 条の 4</u>並びに新給与条例第 7 条及び第 7 条の 2 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略) (芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第 2 2 条 (略) 2 (略) 3 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 4 条、<u>第 5 条の 2</u>及び第 1 1 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 (芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置) 第 2 4 条 (略) 2 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第 5 条、第 7 条、<u>第 9 条</u>及び第 1 8 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 6 条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年芦屋市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料月額の特例) 第6条の2 55歳に達した日の翌日以後に退職する職員（同日以後の給料の昇給日以後に退職する者に限る。）の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、55歳に達した日の翌日以後の直近の給料の昇給日に、その者の属する職務の級における給料の範囲内において、<u>55歳に達した日に受けていた号給より2号給上位の号給（令和7年4月1日以後に55歳に達した日に行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員は、55歳に達した日に受けていた号給及びその直近上位の号給との差に2分の1を乗じて得た額を加えた額。その額に50円の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。附則第14項において同じ。）</u>に昇給したものとみなした給料月額にその者が55歳から退職の日までに昇格及び昇給した実績を反映させた場合の退職の日における給料月額を、その者が退職の日において受けることとなる給料月額とする。 附 則 4 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例附則第37項の差額に相当する額を受ける者に係る第3条の2から第6条まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については、同項の差額に相当する額を給料とみなし、第6条の2の規定の適用については、<u>55歳に達した日に受けていた号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額にその者が55歳から退職の日までに昇格及び昇給した実績を反映させた場合の退職の日における給料月額</u>が給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた給料月額に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。	(給料月額の特例) 第6条の2 55歳に達した日の翌日以後に退職する職員（同日以後の給料の昇給日以後に退職する者に限る。）の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、55歳に達した日の翌日以後の直近の給料の昇給日に、その者の属する職務の級における給料の範囲内において、<u>現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額を、その者が退職の日において受けることとなる給料月額とする。</u> 附 則 4 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例附則第37項の差額に相当する額を受ける者に係る第3条の2から第6条まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については、同項の差額に相当する額を給料とみなし、第6条の2の規定の適用については、<u>現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額</u>が給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた給料月額に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。

改正後	改正前
1 4 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年芦屋市条例第3号）附則第6項（附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の差額に相当する額を受ける者に係る第3条の2から第6条まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については、同条例附則第6項の差額に相当する額を給料とみなし、第6条の2の規定の適用については、<u>55歳に達した日に受けていた号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額にその者が55歳から退職の日までに昇格及び昇給した実績を反映させた場合の退職の日における給料月額が切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）附則第32項の規定の適用がなかった場合に受けることとなる給料月額をいう。）に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。</u>	1 4 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年芦屋市条例第3号）附則第6項（附則第7項及び第8項において準用する場合を含む。以下同じ。）の差額に相当する額を受ける者に係る第3条の2から第6条まで及び第7条から第7条の5までの規定の適用については、同条例附則第6項の差額に相当する額を給料とみなし、第6条の2の規定の適用については、<u>現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額が切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）附則第32項の規定の適用がなかった場合に受けることとなる給料月額をいう。）に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。</u>

（芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和36年芦屋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料月額の特例） 第5条の4 55歳に達した日の翌日以後に退職する教職員（同日以後の給料の昇給日以後に退職する者に限る。）の退職手当	（給料月額の特例） 第5条の4 55歳に達した日の翌日以後に退職する教職員（同日以後の給料の昇給日以後に退職する者に限る。）の退職手当

改正後	改正前
の計算の基礎となる給料月額は、55歳に達した日の翌日以後の直近の給料の昇給日に、その者の属する職務の級における給料の範囲内において、<u>55歳に達した日に受けていた号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額にその者が55歳から退職の日までに昇格及び昇給した実績を反映させた場合の退職の日における給料月額</u>を、その者が退職の日において受けることとなる給料月額とする。 付 則 5 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例附則第37項の差額に相当する額を受ける者に係る第2条の2から第5条の3まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、同項の差額に相当する額を給料とみなし、第5条の4の規定の適用については、<u>55歳に達した日に受けていた号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額にその者が55歳から退職の日までに昇格及び昇給した実績を反映させた場合の退職の日における給料月額</u>が給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた給料月額に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。	の計算の基礎となる給料月額は、55歳に達した日の翌日以後の直近の給料の昇給日に、その者の属する職務の級における給料の範囲内において、<u>現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額</u>を、その者が退職の日において受けることとなる給料月額とする。 付 則 5 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例附則第37項の差額に相当する額を受ける者に係る第2条の2から第5条の3まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、同項の差額に相当する額を給料とみなし、第5条の4の規定の適用については、<u>現に受ける号給より2号給上位の号給に昇給したものとみなした給料月額</u>が給料月額の特例職員となつた日の前日において受けていた給料月額に満たないときは、その差額に相当する額を退職の日において受けることとなる給料月額とみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例別表第1、別表第3(ア)及び別表第3(イ)の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその職員が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその職員が属していた職務の級及び同日においてその職員が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第12条、第3条の規定による改正後の芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「新水道企業職員給与条例」という。)第4条及び第4条の規定による改正後の芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「新病院企業職員給与条例」という。)第5条の規定の適用については、新給与条例第12条第2項、新水道企業職員給与条例第4条第2項及び新病院企業職員給与条例第5条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者」と、新給与条例第12条第3項中「とする」とあるのは、「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員に対しては支給しない」とする。

(令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和9年3月31日までの間における新給与条例第13条の規定の適用については、切替日から令和8年3月31日までの間は同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の14」と、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間は同項中「100分の12」とあるのは「100分の13」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 新給与条例第13条の5第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 7 切替日に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第6条、第7条の2及び附則第41項の規定を適用する。

附則別表

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3

31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	

60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			

89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級

1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13

30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30
47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	

59	51	47	
60	52	48	
61	53	49	
62	54	50	
63	55	51	
64	56	52	
65	57	53	
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	

88	80	76	
89	81	77	
90	82	78	
91	83	79	
92	84	80	
93	85	81	
94	86	82	
95	87	83	
96	88	84	
97	89	85	
98	90	86	
99	91	87	
100	92	88	
101	93	89	
102	94	90	
103	95	91	
104	96	92	
105	97	93	
106	98	94	
107	99	95	
108	100	96	
109	101	97	
110	102	98	
111	103	99	
112	104	100	
113	105	101	
114	106		
115	107		
116	108		

117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		
122	114		
123	115		
124	116		
125	117		

ウ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給
	3 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4

17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33

46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62

75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89
102	90
103	91

104	92
105	93
106	94
107	95
108	96
109	97
110	98
111	99
112	100
113	101

参 照

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

人事院勧告等に準じ、一般職の職員に適用する給料表を国家公務員の行政職俸給表に準じた給料表等に改めるとともに、扶養手当の支給対象となる扶養親族及び支給月額並びに地域手当の支給率等を改める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 行政職給料表の給料月額を国家公務員行政職俸給表（一）の1級から8級までの改定どおりに改め、教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の給料月額を兵庫県の中学校・小学校教育職給料表の改定どおりに改める。

（別表第1、第3（ア）及び第3（イ））

イ 行政職給料表8級の職員（※）の昇給について、良好な成績で勤務したときは、1号給（現行は4号給）を標準として上位の号給に昇給させることとする。

（第9条）

※ 55歳を超える職員については昇給しない。

ウ 扶養手当の支給対象となる扶養親族及び支給月額の改定

（第12条及び改正附則第4項）

（ア）配偶者に係る扶養手当を令和8年度から廃止し、子に係る扶養手当の月額を令和7年度から次のとおり改める。

（単位：円／人）

扶養親族	現行	改正案	
		令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500	3,000 （※3）	—

子（※ 1）	満22歳（※2）に 達する日以後の最 初の3月31日ま での間にある者	10,000	13,000	13,000
孫、兄 弟姉妹		6,500	6,500	6,500
父母、 祖父母	満60歳以上の者	6,500	6,500	6,500
重度心身障害者		6,500	6,500	6,500

※1 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、5,000円を加算する。

※2 大学の医学を履修する課程等に在学している場合は、満24歳とする。

※3 行政職給料表8級の職員に対しては、令和7年度から配偶者に係る扶養手当を廃止する。

(イ) 扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定時期その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則（※）で定める。

※ 規則で定める内容（改正前の取扱いと同様）

- ・扶養親族の届出
- ・扶養手当の支給開始及び支給終了時期
- ・扶養手当の支給額の改定時期

エ 地域手当の支給率を次のとおり改める。（第13条及び改正附則第5項）

	改正案			現行
	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降	
地域手当	100分の14	100分の13	100分の12	100分の15

オ 国家公務員に準じて、新たに給料表の適用を受けることとなった職員（現行は国家公務員又は他の地方公共団体の公務員等であった者が引き続き本市の給料表の適用を受ける職員となったもの）が支給要件を満たす場合には、単身赴任手当を支給する。（第13条の5）

カ 国家公務員に準じて、管理職員が災害への対処等により午後10時から翌日の午前5時（現行は午前0時から午前5時）までの間であって正規の勤務時間

以外の時間に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

(第20条の2)

キ 国家公務員に準じて、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給する。(第21条)

ク 行政職給料表、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)適用者のうち、部長級、室長級及び課長級の職員の給料月額の特減割合を次のとおり改める。

(附則第32項)

	改正案	現 行
部長級職員	3/100	4/100
室長級職員	2/100	3/100
課長級職員	1/100	2/100

※ 給料月額の特減措置は、地域手当、勤務1時間当たりの給与額、期末・勤勉手当基礎額及び退職手当の基本額の算出については適用しない。

(2) 芦屋市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 国家公務員に準じて、特定任期付職員(水道事業に従事する場合を含む。)に対する業績手当を廃止する。(第4条及び第6条)

イ アに伴い、特定任期付職員に対し、勤勉手当を次のとおり新たに支給し、期末手当の支給率を次のとおり改める。(第5条)

手当	改正案		現 行	
	6月期	12月期	6月期	12月期
	支給率	支給率	支給率	支給率
期末手当	95/100	95/100	170/100	175/100
勤勉手当	87.5/100	87.5/100	—	—

(3) 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正(第3条及び第4条関係)

ア (1)ウ(ア)に伴い、扶養手当の支給対象となる扶養親族の規定の明確化を行う。

イ (1)カに伴い、管理職員特別勤務手当の支給対象の規定の明確化を行う。

ウ (1)キと同じ。

- (4) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（第5条関係）

国家公務員に準じて、暫定再任用職員に対し、住居手当を支給する。

（附則第17条、第22条及び第24条）

- (5) 芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正（第6条関係）

退職手当の基本額となる給料月額の特例について、行政職給料表の改定により部長職とその他の職との間に1号給の格差が生じたことに伴い、均衡を保つための調整を行う。

- (6) その他所要の規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日

- (2) 号給の切替え

切替日の前日において旧給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、その職員が切替日の前日に属していた職務の級及び号給に応じて決定する。

- (3) 切替日前の異動者の号給の調整

切替日前に職務の級を異にする異動をした職員等の新号給については、権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

- (4) 単身赴任手当の経過措置

2(1)オは、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

- (5) 切替日における昇格又は降格の特例

切替日に昇格又は降格した職員は、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして、昇格時号給対応表又は降格時号給対応表を適用する。

給与の減額経緯

【一般職】 給料月額の減額

区分	減額期間	対象	減額割合
部長級 室長級 課長級 職員	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	部長級職員	5/100
		課長級職員	3/100
	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	部長級職員	4/100
		課長級職員	2/100
	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	部長級職員	5/100
		課長級職員	3/100
	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	部長級職員	4/100
		課長級職員※	2/100
	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	部長級職員	4/100
		室長級職員	3/100
		課長級職員	2/100
	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	部長級職員	3/100
		室長級職員	2/100
		課長級職員	1/100
その他	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日	課長補佐級職員 係長級職員	0.5/100
	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日		1/100

※令和 5 年 4 月より室長級職員も含む。